

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」について、
特定都市河川流域内の住民からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

茨 城 県

埼 玉 県

東 京 都

五霞町 さいたま市 熊谷市 川口市 行田市

加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市

草加市 越谷市 桶川市 久喜市 北本市

八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市

白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町

足立区 葛飾区 江戸川区

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に関する意見募集

●特定都市河川流域内の住民からの意見募集

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」の作成にあたり、特定都市河川浸水被害対策法第4条6項に定められている「特定都市河川流域内の住民」として以下のとおり意見及び公述人の募集を実施した。

1) 意見聴取対象

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」

2) 募集期間

意 見：令和6年12月4日（水）から令和7年1月6日（月）まで

公述人：令和6年12月4日（水）から令和6年12月16日（月）まで

3) 提出・応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

4) 頂いたご意見の数

1 通

●特定都市河川流域内の住民からの意見

特定都市河川流域内の住民から頂いた意見については、以下に示すとおりである。

なお、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものについては、黒塗りしている。

●公聴会の開催中止

公聴会について、公述希望の申し出が無かったため、開催を中止した。

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見

① 氏名			
② 住所		(都県名) 埼玉県	(市区町村名) 北足立郡伊奈町
意見該当箇所		③ ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
1	1-1	素案では、「現状と課題」の峻別が明確とは言えない。そのため、意見しがたい。 素案の記述は、次のように明確に分けて記述すべきと考える。 第1節 現状 第2節 課題	
2	2-1	第2章は「基本方針」とあるが、「計画」を述べており、素案の中核箇所と言える箇所であり、第2章の名称は「浸水被害対策の計画」としたほうが良いと考える。	
2	2-7	第2章は、名称を「浸水被害対策の計画」としたうえで、「第2節 計画期間」「第3節 計画区域」のみでなく「計画内容（そのもの）」「計画スケジュール」「計画実施に要する費用」「計画実施後の期待される効果」等々を記述すべきである と考える。	
3	3-1	第3章(以降の第4章から第7章も共通)の記述は「現状を述べているのか、それとも課題、計画、効果を述べているのか」まずは明確にしたうえで記述すべきと考える。	